

呉市人口戦略対策本部

第 1 回会議

【次 第】

- 1 市長発言
- 2 呉市人口戦略対策本部の設置について・・・資料 1
【企画部】
- 3 呉市人口戦略対策の考え方と今後の進め方について・・・資料 2
【企画部】
- 4 国の人口減少対策の取組について・・・資料 3
【企画部】
- 5 呉市の人口減少の状況について
 - (1) 人口減少の状況について・・・資料 4-(1)
【企画部】
 - (2) 合計特殊出生率の状況について・・・資料 4-(2)
【福祉保健部】
- 6 報告
 - (1) 国の移住・定住の取組について・・・資料 5-(1)
【都市部】
 - (2) 呉市の企業立地の状況について・・・資料 5-(2)
【産業部】
 - (3) 音戸の瀬戸公園再整備基本協定の締結について・・・資料 5-(3)
【土木部】

日時：令和 7 年 4 月 1 7 日（木） 1 5 時 3 0 分～

場所：防災会議室

呉市人口戦略対策本部設置要綱

(設置)

第1条 呉市の人口が減少を続けるなか、人口減少を緩やかなものにするとともに、人を惹きつけるまち「くれ」の実現を目指すことを目的として、呉市人口戦略対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 呉市人口戦略の策定及び推進に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のときは、呉市長職務代理者規則（平成11年呉市規則第8号）第2条に規定する副市長の代理順序により、その職務を代理する。

4 本部長付は、本部長及び副本部長を補佐する。

(本部会議)

第4条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長付及び本部員は、やむを得ない事由により、本部会議に出席できないときは、その職を代行する者を出席させるものとする。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部の構成員以外の者に本部会議への出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第5条 本部長は、特定の課題に対応するため、本部にプロジェクトチームを置くことができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、企画部企画課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月17日から実施する。

別表（第 3 条関係）

区分	役職名
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	企画部参事
本部員	教育長，消防長，上下水道局長，総務部長，危機管理監，企画部長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，福祉保健部福祉担当部長，こども部長，環境部長，産業部長，産業部参事，産業部農林水産担当部長，都市部長，土木部長

令和 7 年 4 月 呉市人口戦略対策本部第 1 回会議
企 画 部

呉市人口戦略対策の考え方と今後の進め方について

1 呉市人口戦略対策の考え方

呉市の人口は、昭和50年の31万人（平成15年から平成17年に合併した近隣8町を含む。）をピークに減少が続いており、国や広島県と比べて早い時期に人口減少への転換期を迎えています。呉市の人口が減少を続けるなか、これまで、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各部局が取組を進めてきましたが、令和7年3月末の時点で呉市の人口は20万人を下回っており、人口減少をゆるやかなものにするとともに、人を惹きつけるまち「くれ」の実現に向けた戦略的な取組や部局横断的な取組を全庁挙げて進めていく必要があります。

(1) 基本的な考え方

- ①若者や女性にとって魅力的な雇用の創出と働きやすい環境の整備
- ②子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境の整備
- ③誰もが暮らしやすい魅力的なまちづくりの推進

(2) 「（仮）呉市長期総合計画に基づく呉市人口戦略プラン」のとりまとめ

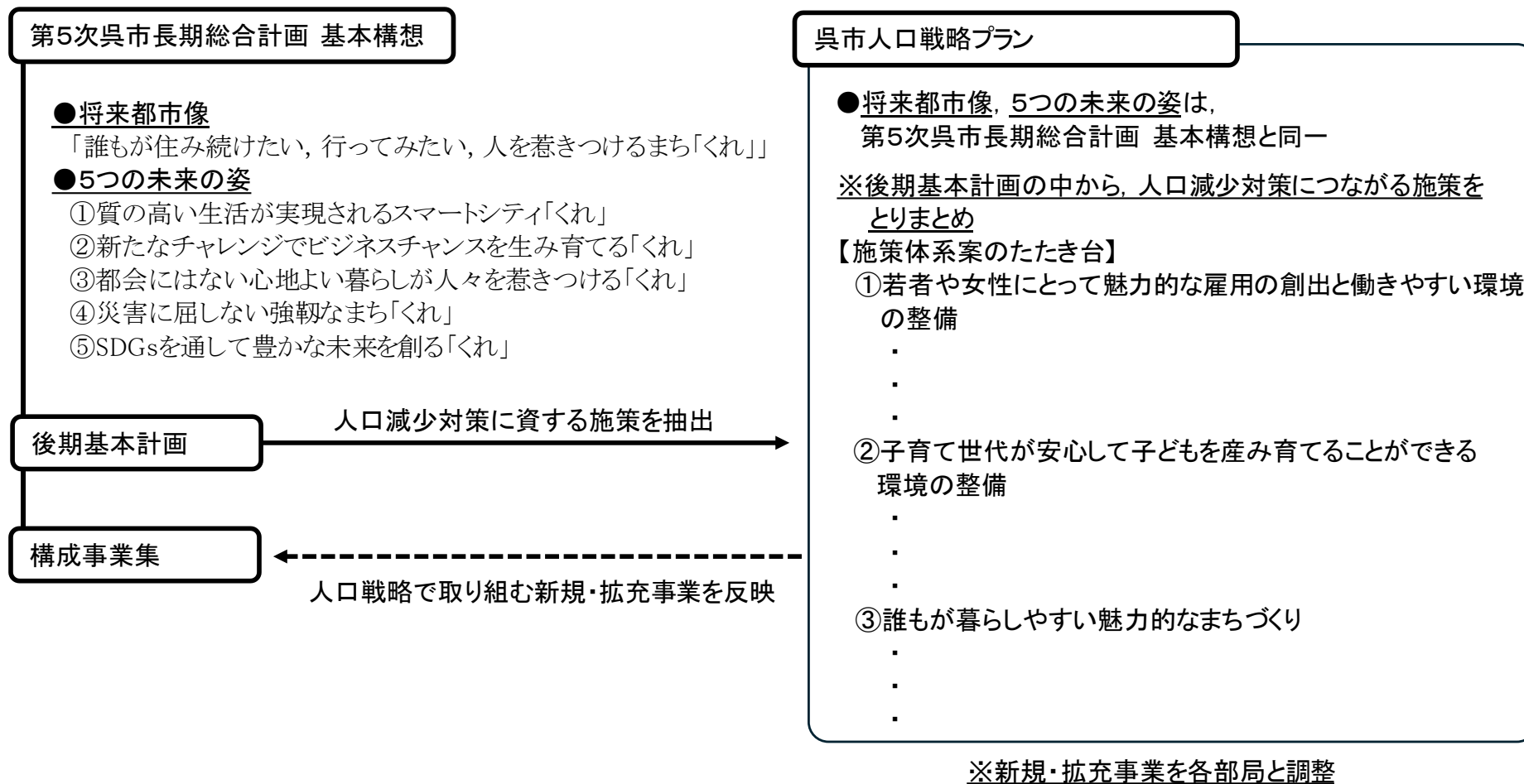
(1) 基本的な考え方をベースに、人口減少の状況分析を行った上で、「呉市人口戦略対策本部」において議論を重ね、令和8年3月を目処に人口減少対策につながる「（仮）呉市長期総合計画に基づく呉市人口戦略プラン」（以下、「呉市人口戦略プラン」といいます。）をとりまとめる予定です。

このプランに基づいて、効果的な施策を全庁的に行うことで、人口減少をゆるやかなものにするとともに、人を惹きつけるまちを目指していきます。なお、戦略的な取組や部局横断的な取組を第5次呉市長期総合計画後期基本計画の施策に盛り込むこととします。

(3) 呉市人口戦略プランと第5次呉市長期総合計画後期基本計画の関係

呉市人口戦略プランは、第5次呉市長期総合計画後期基本計画の取組の中から、人口減少対策につながるものを体系的にとりまとめます。

【呉市人口戦略プランと第5次呉市長期総合計画後期基本計画の関係】



2 呉市人口戦略対策の今後の進め方について

(1) 推進体制について

人口減少対策につながる施策を体系的にとりまとめ、戦略的な取組や部局横断的な取組を全庁挙げて進めていくため、「呉市人口戦略対策本部」（事務局：企画部企画課）を設置します。

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	企画部参事
本部員	教育長，消防長，上下水道局長，総務部長，危機管理監，企画部長，財務部長，市民部長，文化スポーツ部長，福祉保健部長，福祉保健部福祉担当部長，こども部長，環境部長，産業部長，産業部参事，産業部農林水産担当部長，都市部長，土木部長

(2) プロジェクトチーム

対策本部に、特定の課題に対応するためのプロジェクトチームを設置します（企画部及び関係部局の参事・副本部長・課長級職員により構成）。

3 スケジュール

(1) 呉市人口戦略対策本部

会議	時期	内容
第1回会議	4月	・呉市人口戦略対策本部の設置について ・呉市人口戦略対策の考え方と今後の進め方について ・国の人口減少対策の取組について ・呉市の人口減少の状況について
第2回会議	7月	・呉市人口戦略プランの基本的な考え方について ・人口戦略につながる新たな施策検討について
第3回会議	10月	・現状分析結果について ・呉市人口戦略プランの素案について
第4回会議	1月	・呉市人口戦略プランの最終案について ・令和8年度取組事業案について

(2) 行政報告（総務委員会）

議会	内容
6月定例会前	・呉市人口戦略対策本部の設置について ・呉市人口戦略対策の考え方と今後の進め方について
12月定例会前	・現状分析結果について ・呉市人口戦略プランの素案について
3月定例会前	・呉市人口戦略プランの最終案について ・令和8年度取組事業案について

【令和7年度スケジュール】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	●第1回			●第2回			●第3回			●第4回		
議会		●行政報告 人口戦略対策の考え方と 今後の進め方						●行政報告 現状分析結果 人口戦略プラン素案		●行政報告 人口戦略プラン最終案 R8取組事業案		
主な出来事	●4/10 音戸の瀬戸 公園再整備基本 協定締結											
					レビュー 			新年度予算要求 			●予算プレス発表	

※令和7年8月実施予定のレビューにおいて、令和8年度人口戦略対策予算を協議

◆地方創生2.0の基本構想の5本柱 ※考えられる各省の施策項目を列挙。基本構想に向けて具体化

○以下の5本柱に沿った政策体系を検討し、来年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめる

①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

- 魅力ある働き方、職場づくり、人づくりを起点とした社会の変革により、楽しく働き、楽しく暮らせる場所として、「若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）」をつくる
- 年齢を問わず誰もが安心して暮らせるよう、地域のコミュニティ、日常生活に不可欠なサービスを維持
- 災害から地方を守るための事前防災、危機管理

②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散

- 分散型国づくりの観点から、企業や大学の地方分散や政府機関等の移転などに取り組む
- 地方への移住や企業移転、関係人口の増加など人の流れを創り、過度な東京一極集中の弊害を是正

③付加価値創出型の新しい地方経済の創生

- 農林水産業や観光産業を高付加価値化し、自然や文化・芸術など地域資源を最大活用した高付加価値型の産業・事業を創出
- 内外から地方への投融資促進
- 地方起点で成長し、ヒト・モノ・金・情報の流れをつくるエコシステムを形成

④デジタル・新技術の徹底活用

- ブロックチェーン、DX・GXの面的展開などデジタル・新技術を活用した付加価値創出など地方経済の活性化、オンライン診療、オンデマンド交通、ドローン配送や「情報格差ゼロ」の地方の創出など、地方におけるデジタルライフラインやサイバーセキュリティを含むデジタル基盤の構築を支援し、生活環境の改善につなげる
- デジタル技術の活用や地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める

⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

- 地域で知恵を出し合い、地域自らが考え、行動を起こすための合意形成に努める取組を進める
- 地方と都市の間で、また地域の内外で人材をシェアする流れをつくる

◆基本構想の策定に向けた国民的な議論の喚起

- 地方の現場をできるだけ訪問・視察し、意見交換を幅広く重ね、地方の意見を直接くみ取り、今後の施策に活かす
- 有識者会議でテーマごとに地方の現場で地方創生に取り組む関係者のヒアリングや現地視察を行い意見を直接くみ取る

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

主なサポート の内容

それぞれの地域が「点」として試行錯誤するのではなく、
取組意欲ある自治体を「面」としてネットワークでつなぎ、経験・知見を共有することで、
全国の職場・意識改革を加速していきます。



【経験・知見の共有】

有識者による取組効果を高めるためのレクチャーの機会や、先行自治体による経験（取組内容・失敗や試行錯誤過程）の共有を図る機会を提供。

また、取組参加自治体の間で、情報連携や、担当者の悩みの共有、有識者による助言等の機会を設定。



【効果的な手法の提供】

国として、先行自治体の経験や有識者の知見を踏まえたガイドブック（標準手順例）とツール（気づきのためのアンケートのひな型や、各種分析ツール、研修素材等）を提供。



取組参加自治体で働き方・職場改革等のワークショップ等を実地するための有識者を紹介。



各府省横断の支援チームにおいて、取組参加自治体からの相談に対し、先行自治体の経験等を踏まえた相談・助言等を実施。相談内容に応じた専門機関へのつなぎ実施（例：参加企業の掘り起こし等への都道府県労働局の協力、働き方改革全般や非正規雇用労働者の処遇改善等に課題を抱える企業に対する「働き方改革推進支援センター」による個別相談支援等）



「若者・女性にも選ばれる地方」に向けて積極的な取組を行う自治体として、国のホームページ等においてPR（就職時のUターン等に向けた大学・民間就職サイト等との連携を模索）。

スケジュール

3月末	取組参加自治体の決定	6月頃以降（順次）	各自治体における取組開始
4～5月頃	各種勉強会（オンライン）の開催 地域ブロック会議の開催（全ブロック） 希望自治体への有識者の紹介等	9月頃	地域ブロック会議の開催（取組開始後の情報交換等）～以降、定期的に継続～

○呉市の人口と人口動態

(単位:人)

年度	人口	人口動態						
		増減	自然動態			社会動態		
			出生	死亡	増減	転入	転出	増減
H27	232,230	▲ 2,383	1,575	3,158	▲ 1,583	7,388	8,188	▲ 800
H28	229,868	▲ 2,362	1,488	3,137	▲ 1,649	7,388	8,101	▲ 713
H29	226,725	▲ 3,143	1,446	3,186	▲ 1,740	6,996	8,399	▲ 1,403
H30	223,685	▲ 3,040	1,292	3,245	▲ 1,953	7,048	8,135	▲ 1,087
R元	220,342	▲ 3,343	1,261	3,259	▲ 1,998	7,184	8,529	▲ 1,345
R2	216,273	▲ 4,069	1,187	3,136	▲ 1,949	5,891	8,011	▲ 2,120
R3	211,359	▲ 4,914	1,009	3,423	▲ 2,414	5,656	8,156	▲ 2,500
R4	208,096	▲ 3,263	1,044	3,435	▲ 2,391	7,033	7,905	▲ 872
R5	203,549	▲ 4,547	852	3,491	▲ 2,639	6,450	8,358	▲ 1,908
R6	199,481	▲ 4,068	876	3,780	▲ 2,904	6,352	7,516	▲ 1,164

※R6外国人数：3,984人

出典：呉市の世帯数と人口（住民基本台帳）各年度3月31日現在

○年齢3区分人口（住民基本台帳）

平成27年度末		令和7年3月末		令和7年3月末－平成27年度末		
年齢3区分別	男女計	年齢3区分別	男女計	年齢3区分別	男女計	減少率
0～14歳 (年少人口)	26,409	0～14歳 (年少人口)	19,136	0～14歳 (年少人口)	▲ 7,273	▲ 27.5
14～64歳 (生産年齢人口)	127,916	14～64歳 (生産年齢人口)	107,254	14～64歳 (生産年齢人口)	▲ 20,662	▲ 16.2
65歳～ (老年人口)	77,905	65歳～ (老年人口)	73,091	65歳～ (老年人口)	▲ 4,814	▲ 6.2
計	232,230	計	199,481	計	▲ 32,749	▲ 14.1

※外国人住民を含む

○地区別 人口増減

(単位:人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R5-R6 増減数	R5-R6 増減率
呉市全体	232,230	229,868	226,725	223,685	220,342	216,273	211,359	208,096	203,549	199,481	4,068	▲ 2.00
中央	51,423	51,127	50,096	49,966	49,408	48,428	47,695	46,977	46,114	45,237	877	▲ 1.90
吉浦	10,563	10,398	10,310	10,111	9,899	9,773	9,619	9,436	9,173	8,958	215	▲ 2.34
警固屋	4,888	4,805	4,675	4,532	4,321	4,205	4,010	3,931	3,805	3,674	131	▲ 3.44
阿賀	16,016	15,779	15,538	15,259	15,054	14,760	14,359	14,105	13,752	13,469	283	▲ 2.06
広	46,942	46,986	46,996	46,695	46,015	45,332	44,470	43,915	42,956	42,372	584	▲ 1.36
仁方	6,609	6,481	6,352	6,280	6,212	6,112	5,986	5,855	5,760	5,624	136	▲ 2.36
宮原	7,607	7,420	7,312	7,156	7,197	6,984	6,769	6,638	6,446	6,253	193	▲ 2.99
天応	4,256	4,169	4,087	3,874	3,807	3,798	3,761	3,672	3,624	3,578	46	▲ 1.27
昭和	34,349	34,092	33,730	33,353	32,938	32,531	31,910	31,580	30,882	30,375	507	▲ 1.64
郷原	4,988	4,933	4,855	4,793	4,712	4,565	4,454	4,399	4,286	4,203	83	▲ 1.94
下蒲刈	1,518	1,484	1,439	1,406	1,369	1,322	1,271	1,216	1,156	1,106	50	▲ 4.33
川尻	8,678	8,571	8,450	8,284	8,224	8,086	7,729	7,575	7,462	7,316	146	▲ 1.96
音戸	12,204	12,008	11,789	11,505	11,235	10,970	10,603	10,464	10,275	9,982	293	▲ 2.85
倉橋	5,676	5,460	5,346	5,198	5,026	4,903	4,669	4,565	4,448	4,326	122	▲ 2.74
蒲刈	1,813	1,751	1,687	1,644	1,587	1,499	1,464	1,421	1,381	1,330	51	▲ 3.69
安浦	11,203	11,053	10,842	10,536	10,360	10,151	9,879	9,721	9,507	9,291	216	▲ 2.27
豊浜	1,513	1,458	1,394	1,323	1,276	1,223	1,163	1,133	1,099	1,032	67	▲ 6.10
豊	1,984	1,893	1,827	1,770	1,702	1,631	1,548	1,493	1,423	1,355	68	▲ 4.78

※H27:旧呉市分 187,641 人

過疎地域 44,589 人

※R6:旧呉市分 163,743 人

過疎地域 35,738 人

▲ 23,898 (▲12. 7%)

▲ 8,851 (▲19. 9%)

出典：呉市の世帯数と人口（住民基本台帳）各年度3月31日現在

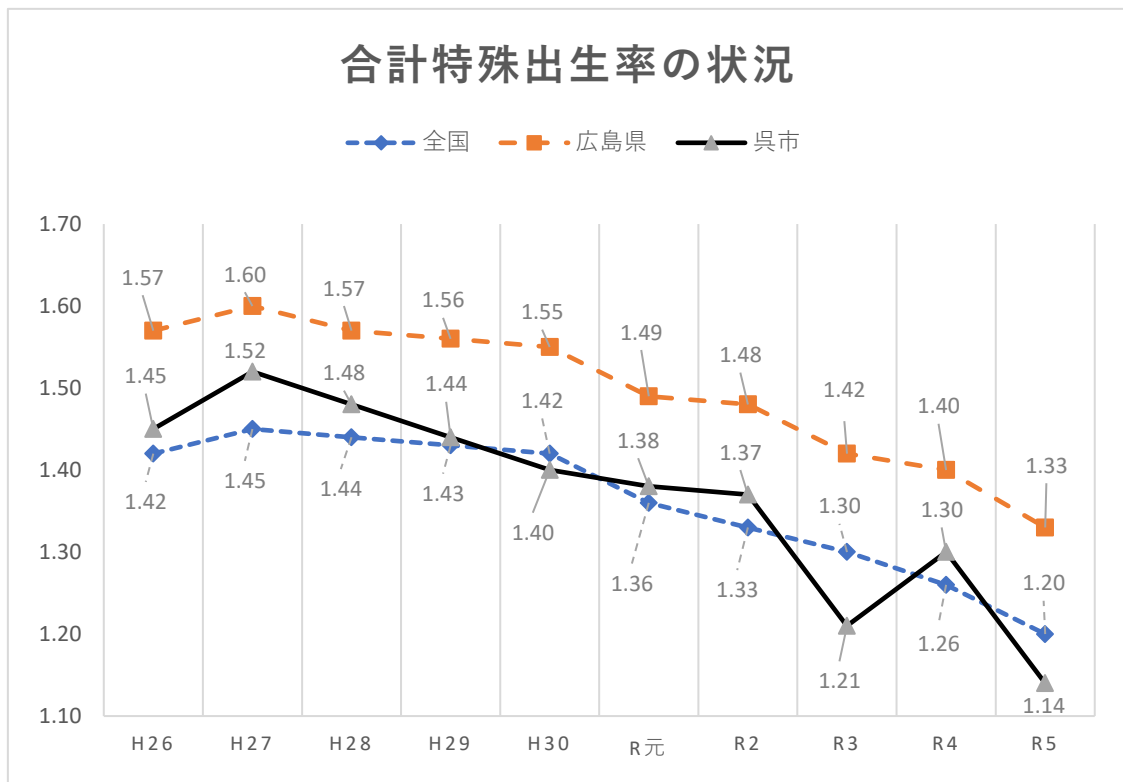
合計特殊出生率の状況について

人口動態統計によると、出生数は全体的に減少傾向にあり、令和 5 年の速報値は 867 人となっています。合計特殊出生率（※）についても、平成 28 年以降は下降し、令和 5 年は速報値で 1.14 と令和 2 年の過去最低値 1.21 を下回っています。

【人口動態の推移】※令和 5 年は速報値

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数（人）	1,571	1,588	1,506	1,406	1,328
合計特殊出生率	1.45	1.52	1.48	1.44	1.40

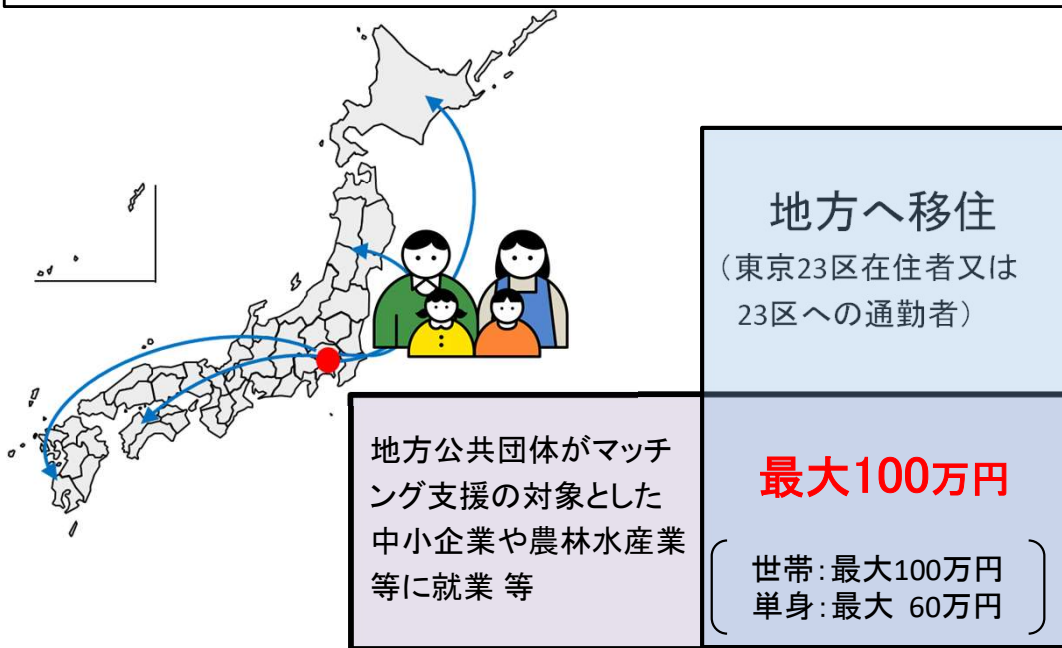
区分	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
出生数（人）	1,258	1,198	1,020	1,036	867
合計特殊出生率	1.38	1.37	1.21	1.30	1.14



資料：人口動態統計

※15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に生む平均子供数を推計したもの。現在の人口を維持するためには概ね 2.07 を維持する必要があるとされている。

○地方へのUIターンによる就業・起業者等の創出を通じ、中小企業や農林水産業等の地域の担い手の確保等を、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援。



18歳未満の子供を帯同して移住する場合には、子ども一人あたり最大100万円を加算

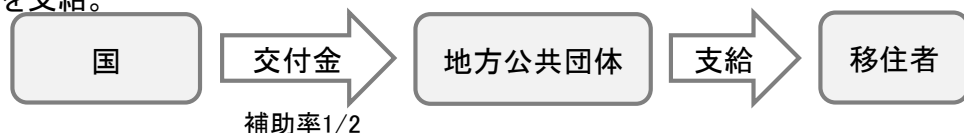
デジタル田園都市国家構想総合戦略におけるKPI

■東京圏※¹から地方への移住者 年間10,000人(2027年度)

※上記は本事業(地方創生移住支援事業としてのKPI)

<資金の流れ>

新しい地方経済・生活環境創生交付金の第2世代交付金(移住・起業・就業型)として、国から都道府県に交付金を交付し、移住者には市町村から支援金を支給。



事業概要

東京23区に在住又は通勤の方が、地方へ移住して起業や就業等を行う場合に、移住支援金を支給。

対象者

・移住前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から23区へ通勤している者

地方へ移住

移住先

・東京圏外又は東京圏のうち条件不利地域の市町村移住し、地域の担い手等として、
①**地域の中小企業**※³や**農林水産業**等への就業
②地域課題の解決を目的とした**起業**※⁴
③テレワークにより移住前の業務を継続※⁵
等を実施

※3 都道府県のマッチングサイトに掲載された対象求人等へ就業する必要がある

※4 別途、地方創生起業支援事業の交付決定を1年以内に受けている場合

※5 移住先の自治体为本事業を実施していることが必要であり、③は自治体の任意

移住支援金を申請

受給

・移住して就業等ののち、移住先の市町村へ申請し、市町村より移住者に移住支援金を支給

※1 東京圏：東京、埼玉、千葉、神奈川(条件不利地域※²を除く)

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村(政令指定都市を除く)等

地方公共団体による高等教育費の負担軽減に向けた支援の拡充

- 地方創生を推進するデジタル田園都市国家構想交付金 により、地方自治体による高等教育費の負担軽減に向けた支援を促しつつ、大学等卒業後に地方に移住する学生への支援を強化する。「こども未来戦略」【抜粋】（令和5年12月22日閣議決定）

地方創生移住支援事業の拡充（新しい地方経済・生活環境創生交付金の内数） R6.12実施団体数：1,315市町村

- 地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業時に地方へUIターンすることを促進するため、
 - ①地方の企業において実施される就職活動等に参加するための**交通費への支援【R6拡充】**
 - ②実際に地方に移住する際に要した**移転費への支援【R7拡充】**
 を可能とすることにより、学生等の経済的負担を軽減する。

地方創生移住支援事業 ※1

(1) 移住支援事業

(2) 地方就職学生支援事業(新設)

(3) マッチング支援事業

※1 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）は、条件不利地域を除き本事業の対象外

対 象 者

大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等の卒業・修了から1年以内であること。

補 助 内 容

- ①就職活動等の交通費 1/2 ※在学中（卒業・修了年度）から申請・受給可能
 - ②地方に移住する際に要した移転費 ※就職して1年以内に申請
- ※上記①と②は、それぞれの経費毎に申請・受給可能
※本事業の対象となる就職活動等の期間や申請受付開始時期は、特に定めない

主 な 要 件

移住先の自治体が地方公共団体による「奨学金返還支援」（下記参照）を実施していること
※移住支援金及び奨学金返還支援の両方を実施している自治体数1,315市町村（R6.12）
（奨学金返還支援は全都道府県が実施（R6.6））

<2025年度始めに就職する場合>（「2024年度卒業・終了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和4年11月30日）を参考としたイメージ）



（参考）地方公共団体による「奨学金返還支援」の取組の推進 実施団体数：47都道府県・816市区町村(R6.6)※全都道府県が実施

- 地方公共団体による奨学金返還支援の取組の更なる拡大を促し、高等教育費の負担を軽減する。

学生時代



日本学生支援機構や地方公共団体等から奨学金を借入れ



地方公共団体が、域内の企業へ就職する場合などに、**当該者の奨学金返還を支援**

- ※地方公共団体が貸与する奨学金であれば減免
- ※一定の要件を満たせば、特別交付税措置の対象となる

呉市の企業立地の状況について

1 これまでの企業誘致・留置実績

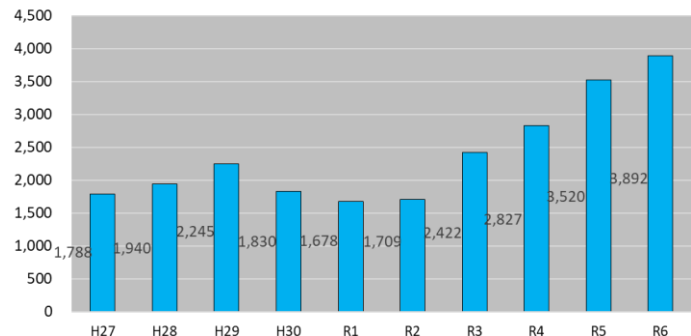
呉市では、これまでも、産業団地を造成するとともに、企業立地条例に基づく助成制度を中心に、経済効果等の高い製造業を始めとした企業の誘致・留置に取り組んでおり、雇用創出や製造品出荷額の増加などに一定の効果があったものと考えている。

《公的産業団地の現状》

		市全体に占める割合
団地数	6 団地	—
立地企業数	50 社	—
分譲面積 (分譲率)	91.6 h a (99%)	—
製造品出荷額 (R6 年度)	3,892 億円	約 40%
従業員数 (R6. 12 月末現在)	5,470 人	約 30%

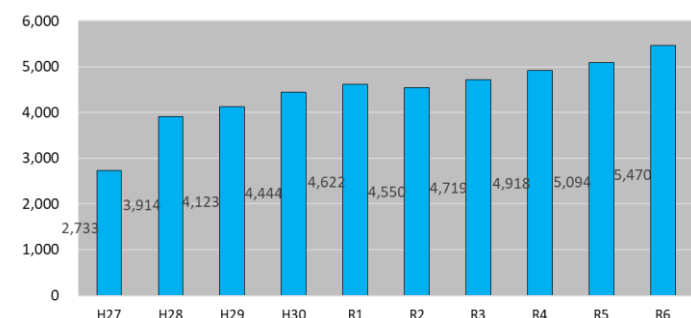
◆公的産業団地の製造品出荷額の推移

(単位：億円)



◆公的産業団地の従業員数の推移

(単位：人)



2 最近の動向と課題

公的な産業団地内の分譲地はほぼない中、現役のスポーツ施設である呉市総合スポーツセンターを産業団地に転換し、(株)ディスコの立地につなげることができた。しかしながら、今後の企業立地の受け皿となる事業用地の確保が課題である。

また、呉市は製造業を中心とした産業構造となっており、男性中心の職場であるとともに、昨今、製造業の若者離れが進む中、バランスのとれた産業構造への転換も喫緊の課題となっている。

3 今後の誘致・留置に向けて

(1) 新たな分譲地の検討

企業からの事業用地を求めるニーズは依然高いものの、前述のとおり公的な産業団地内の分譲地はほぼないことから、今後、雇用の創出や地域産業の活性化を図るためには、新たな事業用地の確保を検討していく必要がある。

(2) 若者・女性の雇用・活躍の場の拡大

市内企業のD X化やI T教育を強力に推進する意向のある、在京のI T・ソフトウェア開発系のベンチャー企業の誘致に向け、現在調整中。

このほか、T o w n & G o w n 構想や観光振興の取組等と連携し、若者・女性が働きたくなる企業の誘致を図るとともに、バランスのとれた産業構造への転換を図る。

音戸の瀬戸公園の再整備

ー CCKグループによる提案内容 ー
ー 基本協定の概要 ー

令和 7 年 4 月 10 日
呉 市



音戸の瀬戸公園の概要・これまでの経緯

公園の概要

- ▶ 瀬戸内海の島々，四国地方までを一望できる眺望
- ▶ 桜やツツジを求め，来訪されるスポット
- ▶ かつては，国民宿舎，温浴施設，飲食施設が営業

活用に向けた経緯

- ▶ 令和3年3月の温浴施設の閉店後，公園内に飲食などの休息できる施設がない状況
- ▶ 公園の魅力向上に向けて取組を進める方針
- ▶ 民間活力を導入した公園の再整備を進めるため，「公募型プロポーザル方式」により提案を募集
- ▶ CCKグループを優先交渉権者に選定(令和6年11月)

位置図



音戸の瀬戸公園

所在	呉市警固屋8丁目地内外
公園面積	18.7 ha
設置年月日	昭和37年4月1日

公園内からの眺め



未利用地となっている「汐音跡地」



基本協定締結の相手方

CCKグループ （地域創生ソリューション株式会社を代表とする共同事業体）

【構成事業者】

	法人名等	役 割
代表法人	地域創生ソリューション株式会社	開発担当
構成法人①	株式会社瀬戸内ブランドコーポレーション	コンサルティング（企画立案）担当
構成法人②	株式会社広島銀行	資金調達・事業計画検討支援担当
構成法人③	ひろぎんエリアデザイン株式会社	コンサルティング（地域連携支援）担当
構成法人④	ファースト信託株式会社	信託受託担当
構成法人⑤	Banyan Tree Japan 有限会社（※ 1）	宿泊施設・飲食施設運営担当

（※ 1）シンガポールを拠点とするホテルグループ Banyan Groupの日本法人
アジアを中心とした世界20か国以上で92施設のホテル・リゾート運営事業を展開（2025年3月時点）
日本国内では、令和4年6月、京都府京都市内に初めて進出
今後、神奈川県箱根町や長野県白馬村等への進出を計画

CCKグループによる提案内容

提案のコンセプト

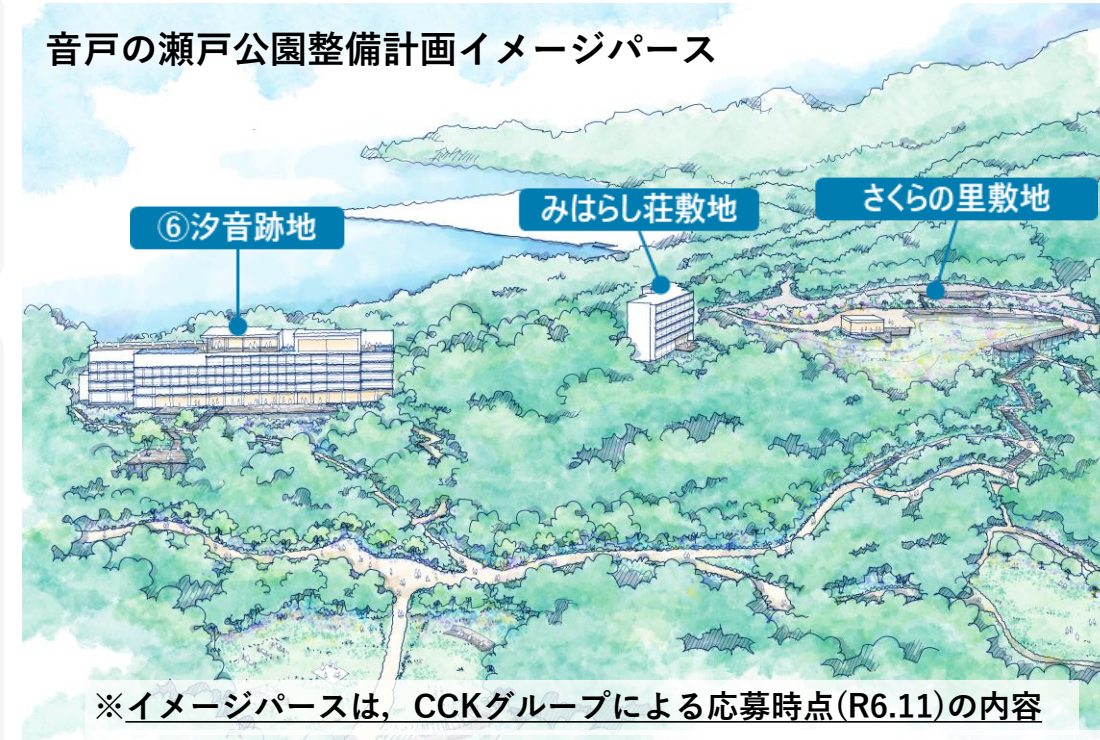
「休息拠点の場」

呉市・瀬戸内エリアの観光消費の拡大及び市民・観光客の憩いの場の両立を目指し公園の整備・運営を提案

提案事項

- 1 民間資金による賑わいブランド力向上・観光消費拡大の呼び水となる宿泊施設・飲食施設の開発・運営の提案
 - ▶ 「汐音跡地」
 - ▶ 「みはらし荘敷地(公園区域外)」
 - ▶ 「さくらの里敷地」
- 2 賑わい向上に向けた公園全体のリニューアル整備の提案
 - ▶ 公園全体の整備計画を呉市と連携して策定し、呉市が公園の再整備を実施
- 3 公園全体の一体的な運営の提案
 - ▶ 公園全体を指定管理者として管理・運営

音戸の瀬戸公園整備計画イメージパース



※イメージパースは、CCKグループによる応募時点(R6.11)の内容

※イメージパースの著作権は、CCKグループに帰属するため転載禁止

滞在の拠点
寛ぎの拠点
出会いの拠点
行動の拠点
となる公園再生を目指します。

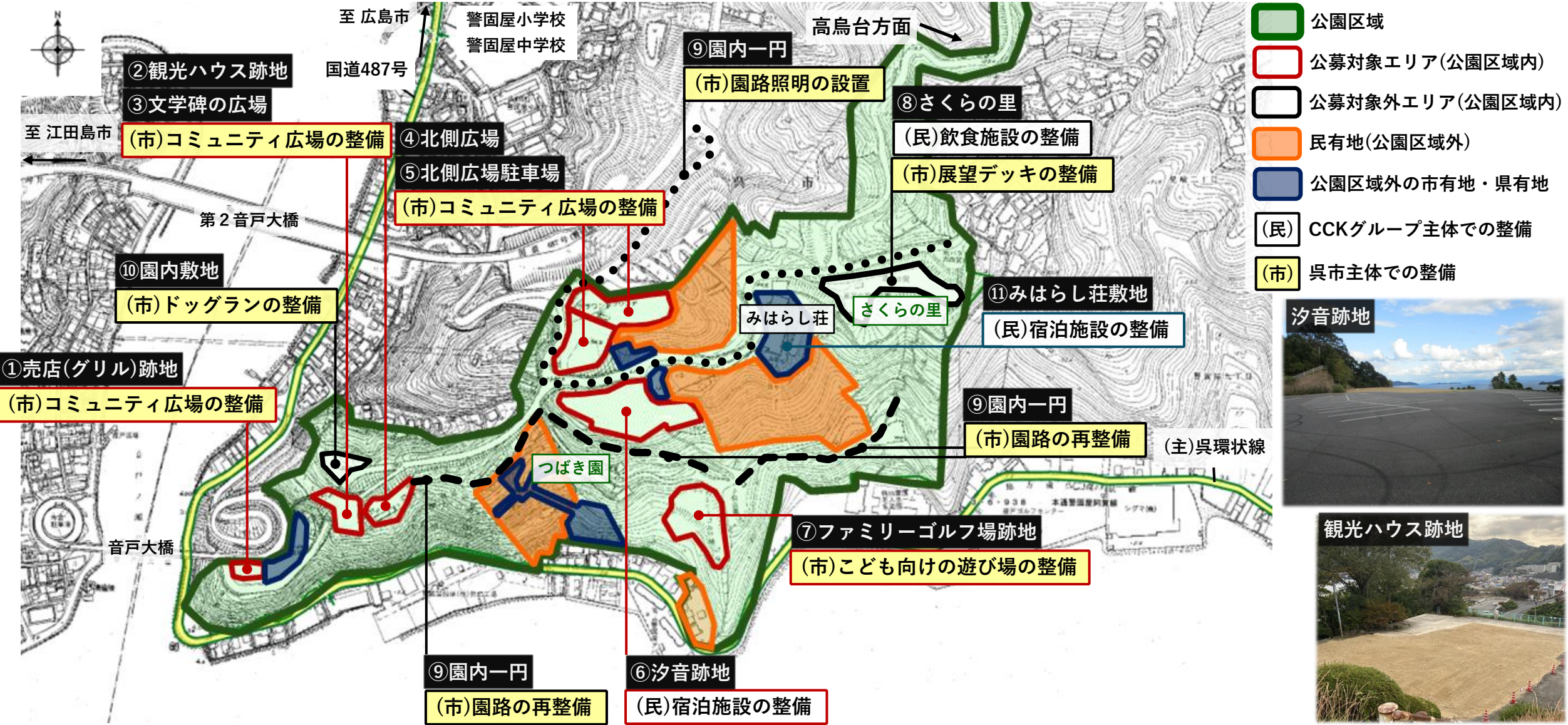
CCKグループによる提案内容

エリアごとの提案内容と整備主体

	エリア	提案内容（整備する公園施設等）	整備主体
①	売店（グリル）跡地	コミュニティ広場の整備	呉市
②	観光ハウス跡地		
③	文学碑の広場		
④	北側広場駐車場		
⑤	北側広場		
⑥	汐音跡地	宿泊施設の整備	優先交渉権者
⑦	ファミリーゴルフ場跡地	こども向けの遊び場の整備	呉市
⑧	さくらの里敷地	飲食施設の整備	優先交渉権者
		展望デッキの整備	呉市
⑨	園内一円	散策路の整備や園路への照明設置	呉市
⑩	園内敷地	ドッグランの整備	呉市
⑪	みはらし荘敷地 ※公園区域外	宿泊施設の整備	優先交渉権者

提案内容の位置図

※公園区域及びエリア区域は、おおよその範囲を図上に表示したものです。



基本協定の主な内容

(1) 総則

- C C K グループと呉市が、それぞれ主体となって整備し、又は整備を検討することに関する内容。
- C C K グループが提案する、みはらし荘敷地への宿泊施設整備に関し、呉市が「呉市公共施設に関する個別施設計画」の対応方針や提案内容を考慮した上で、みはらし荘の在り方について多角的に検討すること。

(2) C C K グループの構成と責任

- C C K グループの構成法人及び役割分担並びに代表法人の権限、構成法人の変更に関すること。
- 本事業における最終責任者を定めること。

(3) C C K グループによる公園施設等の整備

- 公園施設の設置に係る許可手続や設置許可期間、許可の更新に関すること。
- C C K グループによる整備に必要な費用（解体撤去及び原状回復を含む。）を C C K グループが負担すること。
- 設置施設の所有権が C C K グループに帰属すること。

(4) 官民連携による事業の推進

- 呉市が策定する整備計画の検討に当たり、C C K グループが提案内容や知見等の提供に協力すること。
- C C K グループが提案する公園全体の指定管理者制度の導入に関し、呉市が導入効果や効率性を検討し、方針を決定すること。

基本協定の主な内容

(5) 事業実施における負担区分等

- 基本協定期間中に想定されるリスクの分担に関すること。
- C C K グループが、事業破綻時に施設の撤去と原状回復を自己の負担により行うこと。

(6) 事業報告及び事業内容の変更、中止等

- 社会情勢の変化等の事由により事業内容を変更する必要がある場合に、C C K グループが呉市の承諾を得た上で、事業内容を変更することができること。

(7) 基本協定の解除等

- 基本協定や関係法令等に違反した場合などに、呉市が基本協定の解除をできること。
- C C K グループが経営状況や施設の不具合などの理由により事業継続が困難となった場合に、C C K グループが自己の負担により設置許可を受けた施設を撤去し、原状回復を行うこと。

(8) 補則

- 基本協定の変更や呉市が基本協定を解除した場合に、呉市において、その内容と理由を公表できること。
- 基本協定に関連する情報の守秘義務に関すること。

今後のスケジュール

	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
音戸の瀬戸公園 再整備	基本協定締結	○(R7.4.10)				
呉市		整備計画策定	整備計画を踏まえた設計，施設整備工事			供用開始
CCKグループ		企画設計	基本・実施設計 許認可手続	施設整備工事		施設開業

令和 7 年度 ： 「音戸の瀬戸公園整備計画」 の策定

- ▶ 公園の魅力向上に向けた取組みを計画的に進めていくため，CCKグループの提案内容を参考に，呉市が主体となって「音戸の瀬戸公園整備計画」を策定

【「音戸の瀬戸公園整備計画」の内容（予定）】

呉市が主体となって進める公園全体の整備内容，整備スケジュール，イメージ図等